

平成 27 年第 2 回佐伯市議会臨時会 予算外議案の概要

議案

議案第 64 号

佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の一部改正について

社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法の定めるところにより設立された団体である。当該団体の地域福祉増進に寄与するための業務を補完・支援し、本市の地域福祉の増進を図るため、職員を派遣しようとするものである。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、派遣先の公益的法人等に同法人を追加するため条例の改正を行おうとするものである。

議案第 65 号

佐伯市介護保険条例の一部改正について

介護保険法の一部改正により、平成 27 年 4 月から、給付費の 5 割の公費負担とは別枠で新たに公費（国 1/2、県 1/4、市 1/4 負担）を投入し、低所得者の保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、介護保険法施行令の一部が改正された。

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における介護保険料について、所得段階が第 1 段階の対象者（生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が 80 万円以下の者）の保険料基準額（月額 5,300 円）に乗ずる割合を 0.5 から 0.45 に軽減するため、条例の改正を行おうとするものである。当該改正により、当該対象者の介護保険料額が、年額 31,800 円から年額 28,620 円に減額されることとなる。

議案第 66 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者 北山孝幸）

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会の委員は、市長が議会の同意を得て、選任することとなっている。

佐伯市固定資産評価審査委員会委員のうち、荒木健（あらかき たけし）委員が欠けたため、新たに北山孝幸（きたやま たかゆき）氏を補欠の委員として選任することについて、議会の同意を求めるものである。

議案第 67 号

佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者 小武一広）

地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て、選任することとなる。

いる。

平成 27 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、前課税課長の阿部俊二評価員が退任したため、新たに現課税課長の小武一広（こたけ かずひろ）氏を評価員に選任することについて、議会の同意を求めるものである。

専決処分の報告

報告第 17 号

佐伯市税条例等の一部改正について

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例等の一部改正について、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

(主な改正の内容)

◎住宅ローン控除の適用期限の延長

平成 29 年末までの適用期限とされている個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例措置について、その適用期限を 1 年 6 か月延長し、平成 31 年 6 月末まで適用する。

◎わがまち特例制度の導入

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置等について、わがまち特例を導入した。

◎土地の負担調整措置の延長

平成 26 年度までとなっている現行の負担調整措置の仕組みを 3 年間延長し、平成 29 年度までとした。

◎軽自動車税の見直し

二輪車等に係る税率の引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年間延期する。また、平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入した。

報告第 18 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

報告第 17 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の導入及び土地の負担調整措置の延長に係る規定の整備をするほか、所要の改正を行った。

報告第 19 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第 17 号と同様に、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、平成 27 年 3

月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険税軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行った。

(主な改正の内容)

◎ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 14 万円から 16 万円にそれぞれ引き上げる。

区 分	改正前	改正後
基礎課税額	51 万円	52 万円
後期高齢者支援金等課税額	16 万円	17 万円
介護納付金課税額	14 万円	16 万円

◎ 国民健康保険税の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を 24.5 万円から 26 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を 45 万円から 47 万円にそれぞれ引き上げることにより、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
5 割軽減	基準額 33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者数	基準額 33 万円 + 26 万円 × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + 45 万円 × 被保険者数	基準額 33 万円 + 47 万円 × 被保険者数

報告第 20 号

佐伯市国民健康保険条例の一部改正について

報告第 17 号と同様に、佐伯市国民健康保険条例の一部改正について、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

国民健康保険法の一部改正により、本条例の規定において引用している条項が繰り下げられたことに伴い、所要の改正を行った。

報告事項

第 6 号報告

予算の繰越しについて（平成 26 年度佐伯市水道事業会計予算）

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、平成 26 年度佐伯市水道事業会計予算の繰越しについて、報告するものである。

第 7 号報告

予算の繰越しについて（平成 26 年度佐伯市公共下水道事業会計予算）

第6号報告と同様に、平成26年度佐伯市公共下水道事業会計予算の繰越しについて、報告するものである。